

テニスコート・スタジオご利用者の皆様

年間予約利用料金の支払いについて

テニスコート・スタジオ営業開始にあたり、年間（優先）予約のお支払いについて、下記のようにご案内いたします。ご利用のみなさまにはご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■6月中の支払いについて

感染が拡大し、県内に「緊急事態宣言」が発出された場合、又は、松本圏域の感染レベルが「2」以上になった場合等、感染拡大のリスクが懸念される期間におきましては、1回ごとの支払いをお願いします。

【期間】6月1日～6月29日

- ・ご利用ごとに利用許可申請書のご記入をお願いします。
- ・また、上記期間中、新型コロナウイルス感染拡大対策を理由のキャンセルも承ります。

■7月以降のお支払いについて

市・県の行政期間の判断を考慮し決定いたします。

ご使用についての「感染症対策」

■使用当日の利用者名簿等の作成

※万一感染が発生した際

- 1) 連絡が取れるように利用者名簿等を作成して下さい。
- 2) 保健所等の要請により発生当日の利用者把握の為、提出をお願いする場合があります。
- 3) 申請書の「申請者氏名」に記載された連絡先にご連絡をいたします。別のご連絡をご希望の際は、「責任者」欄にご記入の上申請の際にお申しつけください。

■空気循環・換気の徹底

- 1) 空調機での場内の常時空気循環
- 2) 扉を開けての換気（入口・非常扉は常時開けてご使用ください）

■「密」を避ける為、使用後は速やかに退館をお願いします。

■プレー中以外はマスクの着用をお願いします。

ラーラ松本マネジメントグループ